

〈料金のご案内〉（令和6年4月1日現在）

(1) 基本料金（利用者負担金一割の場合）

〈訪問介護費〉（要介護1～要介護5に該当されている方）

① 身体介護

サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごと)
利用料金	163円	244円	387円	567円	82円

② 生活援助

サービスに要する時間	20分未満	20分以上45分未満	45分以上
利用料金		179円	222円

（原則として利用者負担割合に応じた金額をお支払いいただきます）

③ 介護費利用加算

- * 初回加算・・・サービス提供責任者が初回サービスまたは同行した場合 200単位/月
- * 緊急時訪問介護加算・・・緊急時に要請を頂いた訪問介護サービス(身体のみ)
100単位/月

- * 介護職員処遇改善加算 …… 加算Ⅱ - 22.4%
- * 口腔連携強化加算 …… 50単位/月
- * 生活機能向上連携加算(Ⅰ) …… 100単位/月
- * 生活機能向上連携加算(Ⅱ) …… 200単位/月
- * 高齢者虐待防止措置未実地減算 …… 所定単位数の1.0%を減算

上記サービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、個別サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいた介護給付費体系により、計算されます。

2) 平常の時間帯(午前8時30分から午後5時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲以内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後6時から午後7時まで) : 25%
- ・早朝(午前7時から午前8時まで) : 25%

3) 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金を頂きます。

4) 利用者が、まだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。サービス提供証明書を発行いたしますので、介護認定を受けた後お住いの市町村窓口にて手続きをして頂くと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。